

○子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年八月二十二日法律第六十七号）（抄）

（構造改革特別区域法の一部改正）

第五十条 構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）の一部を次のように改正する。

第十二条第十一項の表教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）の項を次のように改める。

| | | | |
|--------------------------------|---------------|--------------------|---|
| <p>教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）</p> | <p>第二条第三項</p> | <p>、当該指定都市等の長）</p> | <p>当該指定都市等の長、学校設置会社（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社をいう。以下同じ。）の設置する私立学校の教員にあつては同条第一項の規定による認定を受けた地方公共団体の長）</p> |
|--------------------------------|---------------|--------------------|---|

第十二条第十一項の表地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）の項中「第二十七条の二」を「第二十七条の六」に改める。

第十三条第四項の表教職員免許法の項を次のように改める。

| | | | |
|---------|--------|------------|---|
| 教育職員免許法 | 第二条第三項 | 、当該指定都市等の長 | 当該指定都市等の長、学校設置非営利法人（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十三条第二項に規定する学校設置非営利法人をいう。以下同じ。）の設置する私立学校の教員にあつては同条第一項の規定による認定を受けた地方公共団体の長 |
|---------|--------|------------|---|

第十三条第四項の表地方教育行政の組織及び運営に関する法律の項中「第二十七条の二」を「第二十七条の六」に改める。

附 則

この法律は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。